

## 未収金回収業務の委託について

当院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療費の自己負担金について、法令に則り、また適切にお支払いをいただいている方との公平性を確保することを目的として、2024年6月より「紀尾井町東法律事務所」へ回収業務を委託することといたしました。

今後、当院からの再三の請求に対して、お支払いの意思を示していただけない場合には、委託先である「紀尾井町東法律事務所」が窓口となり、お支払いに関する連絡、相談、収納の業務を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【委託業者】

紀尾井町東法律事務所 代表弁護士 前田 博之

東京都千代田区麴町 3-7 半蔵門村山ビル 3階

URL <https://www.kioichohigashi-law.jp/eastkioicho/>

医療法人社団ほたか会  
群馬パーパス病院  
院長 國元 文生